

エコマーク商品類型 No.137 「建築製品（外装・外構関係用資材）Version1.10」
認定基準書

分類 A-1 ～ルーフィング～

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、2002年4月20日制定のエコマーク商品類型 No.123 「再生材料を使用した建築用製品」を見直し、従来より推奨してきた再生材料を使用した製品にとどまらず、有害化学物質の使用抑制、省エネルギーといった観点など、製品ライフサイクルの概念の導入に伴う環境配慮の総合的評価を行い、あらためて認定基準として制定したものである。

社会状況においても、循環型社会形成推進基本法ならびにグリーン購入法などが制定され、建設業界は、標準的な指針などとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」（2002年7月）を作成し、より積極的な環境保全活動を推進する取組みを示している。このような状況を踏まえ、エコマークでは引き続き建築製品について採り上げ、環境に配慮した建築製品の普及推進を図る。

2. 適用範囲

<input type="checkbox"/> アスファルトルーフィングフェルト	JIS A 6005
<input type="checkbox"/> 合成高分子系ルーフィングシート	JIS A 6008
<input type="checkbox"/> 網状アスファルトルーフィング	JIS A 6012
<input type="checkbox"/> 改質アスファルトルーフィングシート	JIS A 6013
<input type="checkbox"/> ストレッチアスファルトルーフィングフェルト	JIS A 6022
<input type="checkbox"/> あなあきアスファルトルーフィングフェルト	JIS A 6023
<input type="checkbox"/> 透湿防水シート	JIS A 6111
<input type="checkbox"/> 住宅開口部等に使用する防水シート	

3. 用語の定義

再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程(工場)内で原料として使用されるものは除く。

ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
再生プラスチック材料	高分子物質を主成分とする再生材料。マテリアルリサイクルの過程で、ポリマーと分別することのできない可塑剤などの添加材が混合している再生材料も再生プラスチック材料とする。
添加剤	製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収(サーマルリサイクル)は含まない。
リサイクル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維。
ポリマーリサイクル繊維	プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材の再生処理フレークまたは、ペレットなどを利用してリサイクルされた樹脂からつくられた繊維。
プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ素材	使用後に廃棄された PET ボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品およびプレコンシューマ素材のポリマーを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、再生ゴム、リサイクル繊維および再生プラスチック材料の合計質量が、アスファルトを除く製品質量の10%以上であること。
透湿防水シートおよび防水シートについては、再生ゴム、リサイクル繊維および再生プラスチック材料の合計質量が製品質量の50%以上であること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ配合している再生材料の種類を記入し、再生材料の配合率に関する証明書を提出すること。また、原料供給者発行の原料供給証明書を提出すること。

- (2) 製品は、重金属など有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第四に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する溶出量基準に適合すること。

ただし、金属、紙、繊維および木材については、本項目を適用しない。

【証明方法】

製品からの当該物質の溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。材料毎に試験を行う場合は、当該物質を含有しないことが明らかな材料については、材料事業者または申込者による当該物質を含有しないことの証明でも可とする。ただし、再生材料については試験を省略できない。

- (3) 製品は、アスベストを含有しないこと。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況および添加の有無を記入すること。

- (4) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルの見本を提出すること。施工からリサイクルまでのライフステージのうち、マニュアルへの記載をすることができない箇所については、理由を説明すること。

- (5) 製品は、防蟻剤、防腐剤および防虫剤を使用しないこと。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。

- (6) 発泡樹脂は、別表1に掲げる特定フロン（CFC5種）、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタン、代替フロン（HCFC, HFC）を使用しないこと。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。

- (7) 製品に難燃剤を使用する場合には、PBB（ポリ臭化ビフェニール）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状C数が10～13、含有塩素濃度が50%以上）を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。

- (8) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、

水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。

なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1)工場が立地している地域に係る環境法規等の一覧
 - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3)記録文書の保管について定めたもの
 - 4)再発防止策(今後の予防策)
 - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (9) 品質は、該当するJIS規格に適合していること。防水シートは、JIS等に準じた自社規格に適合し、その品質規格を公開していること。

【証明方法】

申込者は、該当する JIS 規格に適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JIS の認定を受けている場合は、JIS の認定の写しを提出することで基準への適合の証明に代えることができるものとする。

防水シートは自社規格に適合していることの証明書、およびパンフレット等の情報公開部分を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は、2.適用範囲に示すJISの種類毎およびブランド名毎とする。色、寸法などの大小による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商

品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2007年5月5日	制定 (Version1.0)
2007年11月1日	改定(4-1.(2)(5) Version1.1)
2008年2月14日	改定(2.適用範囲、4-1.(1)・4-2(8) Version1.2)
2008年8月21日	改定(4-1.(7) Version1.4)
2010年3月15日	有効期限延長
2011年3月1日	改定(5.(2) Version1.5)
2012年4月1日	改定(4-1.(6) Version1.6)
2012年6月15日	改定(5.(3)削除、4-1.(5)修正(7)追加 Version1.7)
2014年4月1日	改定(D-2 4-2.(9) Version1.8)
2016年3月15日	有効期限延長
2017年6月1日	改定(5.(2)、D-1、D-2 4-1.(1) Version1.9)
2018年3月1日	改定(D-2 4-1.(1)(2)(4) Version1.10)
2019年4月1日	改定(マーク表示について)
2021年3月1日	有効期限延長
2027年12月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 発泡樹脂の製造時に禁止するフロン類

特定フロン (CFC5種)	トリクロロフルオロメタン	代替フロン (HCFC)	クロロフルオロエタン	
	ジクロロジフルオロメタン		ヘキサクロロフルオロプロパン	
	トリクロロトリフルオロエタン		ペンタクロロジフルオロプロパン	
	ジクロロテトラフルオロエタン		テトラクロロトリフルオロプロパン	
	クロロペンタフルオロエタン		トリクロロテトラフルオロプロパン	
その他の CFC	クロロトリフルオロメタン		ジクロロペンタフルオロプロパン	
	ペンタクロロフルオロエタン		クロロヘキサフルオロプロパン	
	テトラクロロジフルオロエタン		ペンタクロロフルオロプロパン	
	ヘプタクロロフルオロプロパン		テトラクロロジフルオロプロパン	
	ヘキサクロロジフルオロプロパン		トリクロロトリフルオロプロパン	
	ペンタクロロトリフルオロプロパン		ジクロロテトラフルオロプロパン	
	テトラクロロテトラフルオロプロパン		クロロペンタフルオロプロパン	
	トリクロロペンタフルオロプロパン		テトラクロロフルオロプロパン	
	ジクロロヘキサフルオロプロパン		ジクロロフルオロプロパン	
	クロロヘプタフルオロプロパン		クロロジフルオロプロパン	
	四塩化炭素		クロロフルオロプロパン	
代替フロン (HCFC)	1,1,1-トリクロロエタン		代替フロン (HFC)	トリフルオロメタン
	ジクロロフルオロメタン			ジフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン			フルオロメタン
	クロロフルオロメタン	1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン		
	テトラクロロフルオロエタン	1,1,2,2-テトラフルオロエタン		
	トリクロロジフルオロエタン	1,1,1,2-テトラフルオロエタン		
	ジクロロトリフルオロエタン	1,1,2-トリフルオロエタン		
	クロロテトラフルオロエタン	1,1,1-トリフルオロエタン		
	トリクロロフルオロエタン	1,1-ジフルオロエタン		
	ジクロロジフルオロエタン	1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン		
	クロロトリフルオロエタン	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン		
	ジクロロフルオロエタン	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン		
	クロロジフルオロエタン	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン		

以上